

令和6年度いたばし環境アクションポイント事業 参加者の皆さまへ

この度は、いたばし環境アクションポイント事業にご参加いただき、誠にありがとうございます。
今後の流れについてご案内いたします。

送付書類

参加者の皆さまへ以下の書類を送付しています。

●ご案内（本書類）

今後の流れや必要書類等についてご案内していますのでご確認ください。

●参加登録通知書

参加登録したことをお知らせするものです。事業終了時まで、必ずお手元に保管してください。

●結果報告書【提出：令和7年2月18日（火）まで】

省エネ行動の結果を報告していただく様式です。

結果報告の際に必要な事項を記入し、検針票などを添付してご提出ください。

★結果報告書を提出した方全員に参加ポイントを差上げます。

電気・ガスの削減ができなかった方にもポイント付与しますので、結果報告書（電気・ガスの使用量の報告）とアンケートの提出をお願いします。

・板橋かたつむり運動スタンプカード（家庭のみ）

「フードドライブ（食品提供）、いたばし食べきりレシピコンテスト（レシピ応募者）、いたばしショップ（家具購入）」を行った際のスタンプカードです。

・食による地産地消レポート（家庭のみ）

「家庭菜園や農業体験等」を行った際に提出していただくレポートです。

●アンケート

本事業について皆さまのご意見を是非お聞かせください。

※削減補助メニュー関連書類やアンケートは結果報告書とあわせてご提出ください。

（詳細は STEP2- 3 参照）

STEP 1 省エネ行動にチャレンジ

1. 健康を第一に可能な範囲内で、省エネ行動に取り組みましょう

次の例を参考に省エネ行動に取り組み電気・ガスの使用量を削減しましょう。

省エネ行動の例			省エネ効果（年間）			
			使用量	¥	CO ₂	
☐	冷房時の室温は 28℃を目安にする			30.2kWh	970 円	14.8kg
☐	エアコン（冷房）の使用時間を 1 日 1 時間減らす			18.8kWh	610 円	9.2kg
☐	暖房時の室温は 20℃を目安にする	エアコン		53.1kWh	1,710 円	26.0kg
		ガスファンヒーター		8.2m ³	1,590 円	17.8kg
☐	暖房器具の使用時間を 1 日 1 時間減らす	エアコン		40.7kWh	1,310 円	19.9kg
		ガスファンヒーター		12.7m ³	2,470 円	27.6kg
☐	電気カーペットの設定温度は「強」から「中」にする			186.0kWh	5,990 円	91.0kg
☐	テレビをつけている時間を 1 日 1 時間減らす			16.8kWh	540 円	8.2kg
☐	モップや雑巾を使って掃除機をかける時間を減らす			16.4kWh	530 円	8.0kg
☐	パソコンを使う時間を 1 日 1 時間減らす	デスクトップ		31.6kWh	1,020 円	15.5kg
		ノート		5.5kWh	180 円	2.7kg
☐	白熱電球を LED 電球に交換する			92.0kWh	2,960 円	45.0kg
☐	冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する			61.7kWh	1,990 円	30.2kg
☐	食器を洗う時は低温に設定する			8.8m ³	1,710 円	19.1kg
☐	食器洗いのお湯の量を減らす			8.2m ³	2,660 円 水道の削減分含む	20.9kg
☐	こまめにシャワーを止める			12.8m ³	3,480 円 水道の削減分含む	30.7kg
☐	お風呂は間隔をあけずに続けて入る			38.2m ³	7,410 円	82.9kg
☐	衣類乾燥機は、自然乾燥と併用して使う			394.6kWh	12,710 円	193.0kg
☐	使わない時は、電気便座のふたを閉める			34.9kWh	1,120 円	17.1kg



電気



ガス

「2024 家庭の省エネハンドブック」（東京都）より一部抜粋

その他の事業所等の省エネ行動については区 H P でもご案内をしていますので参考にしてください。

2. 取組期間

省エネ行動については、8月（または9月）、10月、12月の3か月間が対象となります。

各月の取組期間は検針票における電気・ガスの「使用期間」となりますので事前にご確認ください。

使用期間は参加者により異なりますが、それ以外の期間についても是非省エネに取り組みましょう。

3. 検針票などにおける「月」の考え方

「使用期間」から「月」を判断してください

電気・ガスの「使用期間」に8月または9月、10月、12月に属する日が、1日以上含まれている必要があります。また、前年と本年の検針票を比較する際には、原則として15日以上使用期間が重なっている必要があります。

例：検針票の「請求月」と「使用期間」が以下の場合は「月」の考え方

検針票の請求月 ※請求月では判断しない。	使用期間	「8月または9月」、「10月」、「12月」として使用可能か？
11月分	10月13日～11月12日	「10月」として使用可能です。
10月分	9月2日～10月1日	「8月または9月」もしくは「10月」（1日含むため）のいずれか一方として使用可能です。
2月分	12月8日～1月7日	「12月」として使用可能です。

※「8月または9月」もしくは「10月」として使用可能であっても、どちらか一方の「月」としてしか使用できません。

「8月または9月」として使用する場合は「10月」、「10月」として使用する場合は「8月または9月」が必要です。

【間違いやすい例】

東京ガスと電気契約をされている場合、請求月に12月分と記載されていても、「使用期間」に12月を含んでいない場合がありますので、ご確認のうえ、「使用期間」に必要な月が含まれている検針票をご提出ください。

A ご使用量のお知らせ(検針票)

B ガス契約明細

C 電気契約明細

請求月には12月分と記載されていますが、「ご使用期間」に12月の日付が1日も含まれておらず、10月または11月分として扱われます。このような場合は、「ご使用期間」に12月を1日でも含む検針票（翌月または翌々月分）の提出が必要となります。

1年12月分



電気検針日(日数) 11月12日(32日)
ご使用期間 10月11日～11月11日

↑こちらを見て判断しない。

↑「使用期間」に1日以上含まれているかで「月」を判断する。

4. 電気・ガス使用量などの記録

結果報告の際は前年と本年の電気・ガスの使用量がわかる検針票など（電気・ガス会社の Web 画面を印刷したものでも可）が必要となりますので、省エネ行動に取り組んだ月の検針票などを保管したり、事前に用意しておきましょう。

- 提出が必要になるのは、下記表の①～⑥に該当する検針票などです。①～⑥の一月分でも使用量・使用期間（〇月〇日～〇月〇日）がわかる書類が不足している場合はポイントを受け取ることはできません。

対象月	本年	前年
8 月または 9 月分	①	④
10 月分	②	⑤
12 月分	③	⑥

※本年分（①、②、③）の検針票の前年同月使用量などから前年分（④、⑤、⑥）の使用期間・使用量が確認できる場合、前年分の提出は不要です。

※本年と前年（①と④、②と⑤、③と⑥）は原則として 15 日以上使用期間が重なっている必要があります。

【注意】

※東京ガスは 11 月以降、紙の検針票（ご使用量のお知らせ）を廃止するため、Web 会員サービス「myTOKYOGAS」や、引き続き紙の検針票（有料）など使用量の確認が出来るようご準備ください。

STEP 2 結果報告

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）までに、結果報告申請フォームから電子申請。もしくは、次の書類をご持参、または郵送にてご提出ください。

結果報告申請フォームは後日、区ホームページの令和 6 年度いたばし環境アクションポイントのページ内にて公開します。注意事項は最終ページをご確認ください。

※書類は全てコピーでも可です。一度提出いただいた書類の返却はできかねますのでご了承ください。

1. 結果報告書

住所・氏名・電話番号、電気・ガスの使用量、ポイントの受取方法（原則、参加登録時に申請した方法）、取り組んだ削減補助メニューなどを記載してください。

※検針票などと比較し、記載数値が異なる場合は区が参加者に確認、数値を訂正する場合があります。

※結果報告書の提出後の書類の差し替えや追加などは、区から提出を求めた場合を除いてできないのでご注意ください。

また、その場合は、区が指定する期日までにご提出ください。期日までにご提出いただけない場合は、それまでの提出書類をもって審査いたします。

※ご報告いただいた内容は本事業にのみ使用させていただきます。

【結果報告書（紙）の記入例】 ※同封している結果報告書を見ながらご確認ください。

別記第3号様式（第5条関係）		表面		登録番号：A0000
(宛先)		2025年 ○ 月 ○ 日		
板橋区長				
いたばし環境アクションポイント事業 結果報告書				
住所（所在地）		〒 173 - 8501 板橋区板橋2丁目66番1号		
フリガナ		たまき きょうたろう		
氏名		環 境太郎		
電話番号		03 - 3579 - 2022 (法人等の場合は、その所在地、事業所等及び代表者氏名) ※印字は不要です。		
1. 省エネ取組対象建物（集合住宅共用部または事業所等省エネに取組み上記の住所（所在地）と異なる場合は） 住所（所在地） 板橋区				
2. エネルギー使用量（対象月は検針票等の「使用期間」に対象月に属する日数、1日以上含まれている必要があります。）				
(1) 電気				
対象月	本年（令和6年）	前年（令和5年）	使用日数	使用量
8月分（又は9月分）	30[日]	33[日]	30[日]	352[kWh]
10月分	31[日]	292[kWh]	31[日]	262[kWh]
12月分	31[日]	538[kWh]	31[日]	567[kWh]
合計	92[日]	1073[kWh]	92[日]	1181[kWh]
(2) ガス				
対象月	本年（令和6年）	前年（令和5年）	使用日数	使用量
8月分（又は9月分）	33[日]	23[m]	33[日]	22[m]
10月分	29[日]	38[m]	30[日]	39[m]
12月分	29[日]	58[m]	31[日]	62[m]
合計	91[日]	119[m]	94[日]	123[m]
3. ポイント（区内共通商品券等）の受取方法（任意のみ選択可） 獲得したポイントの受取方法（原則、申請時に選択したもの）をチェックしてください。 ①いたばしPayによるポイント付与（電子） ②区内共通商品券（紙） ●いたばしPayを選択された方は、アプリ内のマイページの16桁のアカウントナンバーを記入。 数字のフリガナ 数字のフリガナ 数字のフリガナ 数字のフリガナ 数字のフリガナ 数字のフリガナ 数字のフリガナ 数字のフリガナ アカウントナンバー 0123 4567 8901 2345 ※いたばしPayとは板橋区内限定で利用できるスマートフォンを利用したキャッシュレス決済です。 ※どちらにもチェックがない、アカウントナンバーの確認ができない、家庭以外の場合等は区内共通商品券（紙）となります。				

裏面			
4. 削減補助メニュー			
電気・ガスの使用量の報告が必要です。（前年より削減出来ていない場合も含まれます。） ①取り組んだメニューのチェック欄にチェックしてください。			
削減補助メニュー	対象 家庭 事業所	事業所 部門	【必要書類】 メニューに取り組んだ場合は添付して下さい。
既備かつつり運動参加者	○	○	(家庭部門) 既備かつつり運動参加者として (事業部門) フードドライブ参加者として 取り組んだことが分かる書類
フードドライブ（食品提供）	○	○	
いたばし食べ歩きレシポ参加者（レシポ配布）	○	○	
フードシェアリングサービス（利用参加）	○	○	
いたばしシェア（家具購入）	○	○	
省エネ診断等受診者 【調査員の家電・省エネ診断、東京電力・経済産業省の省エネ診断等】	○	○	省エネ診断等受診の旨 (調査・診断・結果報告書)
板橋エコアクション等取組事業者 【板橋エコアクション2000、SDG4001、エコアクション21】	○	○	登録の旨 (登録申請書、取組報告書)
再エネ100%電力導入者	○	○	省エネ取組事業者として、契約している電力事業者からメニューがわかる書類
ウォーターサーバー導入者	○	○	導入の旨、導入した水素水の容量、設置場所、設置費用等の書類
環境ボランティア活動者 【エコライフサポート、環境保護隊等】	○	○	活動した内容がわかる書類（エコライフセンターからの案内、活動報告等）
食による地産地消取組者 【新築・改築、農産物等】	○	○	取組内容がわかるレポート
省エネ家電設置者	○	○	新築に導入した省エネ家電の仕様・型番がわかる書類（製品説明書等） ※対象製品は「東京ゼロエミポイント」と同じです。
エアコン	○	○	
給湯器	○	○	
冷蔵庫	○	○	
LED照明	○	○	
※本年4月1日以降の取組に限り、適用します。			
【添付書類】 ○前年と本年の電気・ガス使用量がわかる書類（検針票等の写し等） ※原則として、住所、名称、使用年・月、使用量、使用日数が記載されているもの ○削減補助メニューに取り組んだことがわかる書類			
備考欄			

①エネルギー使用量欄

検針票等より対象月の使用日数と使用量を記入してください。

使用日数欄は使用期間の日数になります。

例：使用期間が11月8日～12月5日の場合は、28日と記入。

※日数計算サイトを使う場合、開始日・初日を含め計算して下さい。

②いたばしPayを希望される場合のアカウントナンバーの確認方法

いたばしPayのアプリ内のマイページで表示される16桁の数字がアカウントナンバーになります。

結果報告書にはアカウントナンバーとその数字のフリガナをお間違えのないよう記入してください。

ゼロイチニサン ヨンゴロクナナ ハチキョウゼロイチ ニサンヨンゴ
(例) 0123-4567-8901-2345

こちらの数字です

●●●●-●●●●-●●●●-●●●●



③取り組んだメニューのチェック欄には必ずチェックを入れて下さい。

チェックのないものは無効になります。

削減補助メニューに取り組んだ場合はメニュー毎に別途書類が必要です。



2. 前年と本年の電気・ガスの使用量がわかるもの（検針票など）

まずは、STEP1-3（検針票などにおける「月」の考え方）を再度よくご確認ください。

8月（または9月）、10月、12月の3か月分が必要（それぞれ前年・本年分）となります。「使用期間」をよくご確認ください。なお、現在、板橋区内の住所・所在地である必要がありますので、ご注意ください。

また、紙の検針票を失くしてしまった場合は再発行するか、あるいは発行されていない場合は電気・ガス会社のお客様ページなどの Web 画面のスクリーンショット、印刷したものやその写真でも構いません。

原則として次の項目が記載されている必要があります。

①氏名 ②住所（使用場所）③使用量 ④使用期間（〇月〇日～〇月〇日）・日数

※同一の電気・ガス会社と契約を継続しており、本年の検針票に前年同月の使用量が記載されている場合は、本年分のみのご提出で構いません。

※電力会社やガス会社の検針票で記載される「〇月分」とは一致しない場合がありますのでご注意ください。

※使用量の削減ができなかった場合でもご提出をお願いします。

※前年と本年で使用期間が異なるなど、特別な事情がある場合はご相談ください。



3. 削減補助メニューに取り組んだことがわかるもの

電気・ガスの結果報告をした場合に限り、下記の取組を行い必要書類を提出すると追加でポイントを獲得できます。その際、結果報告書の削減補助メニューの取り組んだチェック欄に必ずチェックしてください。チェックのないものは無効になります。

※令和6年4月1日以降の取組に限ります。

（1）板橋かたつむり運動参加者【家庭・事業所】

次の取組に参加された方が対象となります。家庭の場合は①、②、③合わせて3回、または④に1回、事業所の場合は③に取り組むことで板橋かたつむり運動参加者となります。

取り組んだ場合は、本書と同封のスタンプカードや取り組んだことがわかる書類を提出してください。

※スタンプカードについては参加者へお配りする前に取り組んだものについて遡って押印はできませんのでご注意ください。

➡【必要なもの】板橋かたつむり運動スタンプカードなど



➡ サンプル

①フードドライブ（食品提供）【家庭】

食品提供した際に、会場である地域センターや子ども家庭総合支援センターで確認印を貰ってください。

※コンビニ等の店舗で実施しているフードドライブは対象外です。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/loss/1001919.html>



フードドライブ

②いたばし食べきりレシピコンテスト（レシピ応募者）【家庭】

レシピコンテストの応募者全員に「いたばし食べきりレシピコンテスト応募証明書」が発行（応募1件につき1回分）されますので、スタンプカードに貼り付けてください。

※12月頃発行予定です。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/loss/1052945.html>



いたばし食べきり
レシピコンテスト

③フードシェアリングサービス（利用者・導入店）【家庭・事業所】

Web 上のフードシェアリングサービス「いたばし×タバスケ」を利用し、区内で飲食物等を購入した家庭、出品した事業所が対象です。

原則として、家庭の場合は購入日や購入物が分かる書類（Web 画面上の購入履歴など）、事業所の場合は出品日や出品物がわかる書類（Web 画面上の出品情報など）を提出してください。

※本項目はスタンプカードではございませんので、ご注意ください。

※同一店舗で一度に複数品購入した場合でも 1 回とカウントします。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/loss/1046110.html>



いたばし×タバスケ

④いたぱらショップ（家具購入者）【家庭】

リサイクルプラザのいたぱらショップで「家具」を購入された際（衣類や雑貨は除く）、確認印を貰ってください。

<https://itapla.com/itapla-shop/>



リサイクルプラザ
いたぱらショップ

（２）省エネ診断等受診者【家庭・事業所】

環境省の家庭エコ診断、東京都や経済産業省の省エネ診断等の受診者が対象です。

➡【必要なもの】省エネ診断書等（表紙・総括・結果概要など）

※簡易な Web 上の診断ツール等は対象外です。

・うちエコ診断について（家庭）

<https://www.uchieco-shindan.jp/jushin/about.php>



うちエコ診断について

・中小規模事業所の省エネルギー診断

<https://www.tokyo-co2down.jp/learn/diagnosis-office>



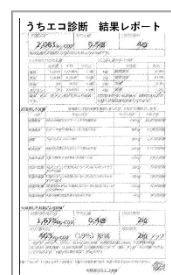
中小規模事業所の省エネルギー診断

・事業所の省エネルギー診断

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/



事業所の省エネルギー診断



▶サンプル

（３）板橋エコアクション等取組事業者【事業所】

板橋エコアクション 2008、ISO14001、エコアクション 21 のいずれかに取り組んでいる事業者が対象です。

➡【必要なもの】登録証等

※複数に取り組んでいる場合はいずれかに取り組んでいることがわかる書類を提出してください。

※板橋エコアクション 2008 は前年度分のエコレポートを提出し、認定証または活動確認書が交付されている必要があります。

※ISO14001 及びエコアクション 21 は、原則として結果報告時点で有効期限内である必要があります。



▶サンプル

（４）再エネ 100%電力導入者【家庭・集合住宅共用部・事業所】

再生可能エネルギーを利用して発電した CO₂ 排出ゼロの電力の購入者が対象です。

➡【必要なもの】契約している電気事業者名と契約種別・メニュー名などがわかるもの

※電力の契約メニューを指すもので、太陽光発電設備などの設置者ではありません。どの電気事業者のどの契約メニューが該当するかは、「再エネ 100%電力メニュー一覧（参考：環境省）」※下記リンク先に「一覧 PDF あり」を参考にしてください。

<https://www.env.go.jp/air/100.html>

※検針票などに記載されている場合は添付の必要はありません。

※前年から引き続き導入している場合も対象となります。

📄 リンク先の一覧から確認

(5) ウォーターサーバー導入者【事業所】

水道直結型のウォーターサーバーを新規に購入またはリース等により導入した事業者が対象です。

➡【必要なもの】新規に購入・リースしたことや製品の仕様・型番がわかるもの（領収書など）

※仕様・型番については領収書などに記載がない場合、製品のラベルなどに記載があればその写真でも構いません。



(6) 環境ボランティア活動者【家庭】

エコポリスセンターにエコライフサポーターまたは登録環境団体として登録し、エコポリスセンターの環境事業でボランティア活動を行った方が対象です。

➡【必要なもの】活動した内容が分かる書類（エコポリスセンターからの案内・通知など）

※登録のみでは対象となりません。実際に活動を行う必要があります。

※インターンシップや職場体験は除きます。

・エコポリスセンター各種登録制度

<https://itbs-ecopo.jp/various-application/>



エコポリスセンター
エコライフサポーター等

(7) 食による地産地消取組者【家庭】

家庭菜園または農業体験等により、区内で収穫された食材を利用して地産地消に取り組んだ方が対象です。

➡【必要なもの】食による地産地消レポート

※区内の農業イベント、近隣の農家、保育園などでの収穫体験も含みます。

※食材を直接購入しただけのものは除きますが、イベント参加料を支払って収穫したものは対象です。

※レポート内容は可能な限り記入してください。（日時や収穫した食材名のみなどレポートとして不十分な場合は取組として認められない場合があります。）

※令和6年度「食」による地産地消でゼロカーボンいたばし 2050 アクション事業に参加しすでにレポートを提出した方はレポートを再度提出する必要はありません。ただし、結果報告時の取り組んだメニューのチェックは必要です。



(8) 省エネ家電設置者【家庭】



東京都の東京ゼロエミポイントの対象製品（エアコン、給湯器、冷蔵庫、LED 照明）を
本年4月1日以降に購入し設置した方が対象です。（対象製品は東京ゼロエミポイントのホームページから検索できます。）

➡【必要なもの】新規に購入したことや製品の仕様・型番がわかるもの
（領収書やレシートなど）

原則として次の項目がわかるものを提出してください。

①領収日 ②購入者名 ③製品名・型番

※各機器ごとにポイントを獲得できますが、各1台分となります。

※LED 照明は、置き換え可能で、プラグをコンセントに差し込むだけのものや、電球ランプ、屋外製品は対象外です。

※仕様・型番については領収書などに記載がない場合、製品のラベルなどに記載があればその写真でも構いません。

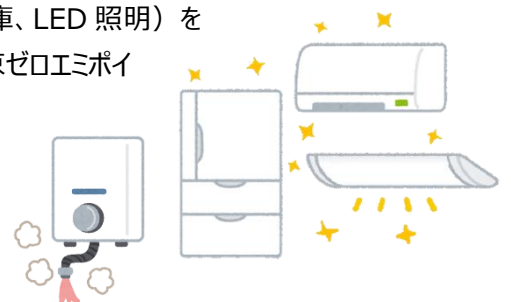
・東京ゼロエミポイント（対象家電の確認ができます）

電話：0570-005-083

<https://www.zero-emi-points.jp/product-search/>



東京ゼロエミポイント
対象家電



4. アンケート

来年度以降の事業の参考にするため、皆さまのご意見をお聞かせください。

【参考】ポイント獲得表

電気・ガスの削減率に応じてポイントが獲得できます。（削減率は3か月分の日割計算にて算出します。）

基本ポイント

種別	削減率と獲得ポイント P=ポイント 【 】内は事業所のポイント 前年と本年の8月（または9月）、10月、12月の3か月分の使用量の合計について日割計算を行い、前年と本年の1日あたりの使用量を比較して算出します。			
	2%以上 4%未満	4%以上 6%未満	6%以上 10%未満	10%以上
 電気	2,000P【4,000P】	3,000P【6,000P】	4,000P【8,000P】	5,000P【10,000P】
 ガス	2,000P【4,000P】	3,000P【6,000P】	4,000P【8,000P】	5,000P【10,000P】
結果報告書を提出した方全員が参加ポイントとして500ポイント（いたばしPayによるポイント付与の場合は1,000ポイント）を獲得できます。				

削減補助ポイント

電気・ガスの使用量の報告が必要です。（前年より削減出来ていない場合も含みます。）

削減補助メニュー	対象			ポイント 【 】内は事業所部門の ポイント
	家庭部門		事業所部門	
	家庭	集合住宅 共用部	事業所	
板橋がたつわり運動参加者 ①フードドライブ（食品提供者）②いたばし食べきりレシコンテスト（レシビ応募者）③フードシェアリングサービス（サービス利用者及び導入店）④いたばしショップ（家具購入者）	● ※①・②・③合わせて3回、または④1回	—	● ※③導入店	1,000P 【2,000P】
省エネ診断等受診者 （環境省の家庭エコ診断受信者） （東京都や経済産業省の省エネ診断等受信者）	●	—	●	2,000P 【4,000P】
板橋エコアクション等取組事業者（①～③のいずれか） ①板橋エコアクション2008 ②ISO14001 ③エコアクション21	—	—	●	【5,000P】
再エネ100%電力等導入者	●	●	●	10,000P【20,000P】
ウォーターサーバー導入者 （水道直結型のウォーターサーバーを新規に導入した者）	—	—	●	【5,000P】
環境ボランティア活動者（エコライフサポーターや登録環境団体）	●	—	—	1,000P
食による地産地消取組者（家庭菜園や農業体験等）	●	—	—	1,000P
省エネ家電設置者 ①エアコン②給湯器③冷蔵庫④LED照明 ※対象製品は「東京ゼロエミポイント」と同じです。 令和6年4月1日以降に購入したものに限りです。	●	—	—	エアコン：5,000P 給湯器：5,000P 冷蔵庫：5,000P LED照明：1,000P

※令和6年4月1日以降の取組に限りです。

STEP 3 区内共通商品券等の発送

結果報告書などの内容を確認し、電気・ガスの削減率に応じたポイントを付与し、区内共通商品券等に交換して発送いたします。（いたばし Pay を希望した場合は、指定のアカウントへポイントを付与いたします。）

発送予定日：令和 7 年 3 月末頃

結果報告書を電子申請される方へ

（１）申請方法

区ホームページに結果報告申請フォームへのリンクを掲載しますので、そちらから申請してください。

必要な書類は全て PDF または画像ファイル（写真等）あるいは、それらを圧縮した ZIP ファイル（1 ファイルあたり 10MB まで）を添付していただきます。

※文字や数字が読み取れるものをご提出ください。（写真の画質や必要な情報が途切れていないかなどにご注意ください。）

※電子申請の際は板橋かたむり運動スタンプカードについても画像ファイルにして添付して下さい。

（２）注意事項

申請完了時に表示される「**受付番号**」は完了画面を保存するなどして**必ず記録してください**。

※参加登録時の番号とは異なりますので、ご注意ください。

申請完了時に次のような表示が出ます。

問合せ・提出先

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

板橋区資源環境部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：03-3579-2622

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/ondanka/1031763.html>

